

# 山口市スマートシティ(スーパーシティ)連携事業者公募要領

【令和3年1月 6日改訂】

【令和3年1月13日改訂】

【令和3年1月15日改訂】

## 1 目的

山口市では、人口減少や少子高齢化により顕在化する社会課題に対応するため、産業振興、医療・介護、防災、交通、環境などのあらゆる領域においてデジタル化を進めることで、地域課題の解決と、持続可能な地域社会を構築する便利で豊かな創造社会の実現に向けたスマートシティの取組を推進しています。

こうした中、本市では、民間事業者や大学、研究機関等との連携を通じて、暮らしを支える様々な領域において最先端のサービスを社会実装することにより、スマートシティの取組を強力に推進したいと考えていることから、本市と連携し、スマートシティの実現に向けた取組を行う事業者を広く募集します。

なお、本市と連携してスマートシティの取組を進めていく中で、国のスーパーシティ構想の区域指定基準とされている、「データ連携基盤整備事業」及び「複数分野の先端的サービスの提供」の実施が可能となった場合には、国のスーパーシティ構想の区域指定へ応募する予定です。

## 2 公募対象

(1)民間事業者、大学、研究機関、公益法人、NPO等とします。

(大企業、中小企業、個人事業主、その他法人を問いません。)

(2)事業者の連携による共同チームの参加も可能とします。

(3)本社の所在地や企業規模などは問いません。

ただし、次のいずれかに該当する者は応募できません。

①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

②会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生・再生手続中の者

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は山口市暴力団排除条例(平成23年山口市条例第33号)に該当する者

④市税を滞納している者

⑤法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

## 3 公募内容

本市では、住民が参画し、住民目線で、令和9(2027)年頃を実現される未来社会を先行実施することを目指しており、生活全般にまたがる複数領域における最先端サービスの提供、複数領域でのデータ連携の取組に加えて、規制緩和の検討も進めることとしています。

地域課題を解決するための取組、規制緩和等について、次の12領域を参考に、1領域以上について提案してください。(次の領域以外に提案いただいても構いません。)

※1領域だけの応募も可能です。

### 【主な検討領域】

- ①移動 ②物流 ③支払 ④行政 ⑤医療・介護 ⑥子育て・教育
- ⑦文化・スポーツ ⑧エネルギー ⑨環境・食 ⑩防災・緊急 ⑪防犯・安全
- ⑫DX社会基盤(人材育成・データ連携等)

※本市では、民間事業者や大学、研究機関等と連携して“山口モデル”のスマートシティの実現に向けた取組を推進することとしています。そのため、本市と連携する事業者は各領域、一事業者に限定するものではありません。

(別紙「各領域の連携イメージ図」参照)

## 4 応募手続

### (1) 提出書類

#### ① 応募申請書【様式1】

※共同チームの場合は、共同提案事業者一覧【様式1-1】及び共同提案事業者届【様式1-2】も併せて提出してください。

#### ② 会社概要書【様式2】

#### ③ 企画提案書【様式3】

※企画提案書は任意様式でも構いません。

### (2) 提出期限

令和3(2021)年1月22日 金曜日 午後5時必着

### (3) 提出先・提出方法

提出先: 山口市総合政策部スマートシティ推進室

提出方法: メールにて提出 (smart@city.yamaguchi.lg.jp)

### (4) 提出書類の取り扱い

① 書類提出後の提案書等の修正又は変更は一切認めません。

② 提出された書類は返却しません。

③ 提出に係る一切の費用は、申請者の負担とします。

## 5 審査

### (1) 選定委員会の設置

透明性及び公平性を確保し適正に事業者を選定するため、(仮称)選定委員会を設置し、選定委員会において評価を行います。

### (2) 審査方法

審査は、受理した提出資料に基づいて行います。なお、必要に応じてヒアリングを行います。

### (3) 審査基準

- ①事業目的を理解しているか
- ②地域課題を解決するものか
- ③提案した事業を適切に遂行できる体制を有しているか
- ④当該事業に実現可能性はあるか
- ⑤当該事業は規制緩和を伴うものか
- ⑥当該事業はデータ連携を伴うものか

### (4) その他

応募事業者名、応募内容、審査の過程等の情報は、山口市情報公開条例の規定により公開しないことができる情報(法人不利益情報など)を除いて公開します。なお、公開の可否の決定に当たっては当事者への意見照会を行うことがあります。

## 6 選定された事業者の役割

選定された事業者には、市の連携事業者として、各領域における事業案の協議や、「山口市スマートシティ推進ビジョン」の策定補助、国のスーパーシティ構想などの諸制度への応募書類の作成補助などの役割を担っていただき、本市におけるスマートシティの実現に向けた取組に協力していただきます。

なお、市からの業務委託料(諸経費を含む。)は発生しないものとします。

## 7 スケジュール

| 日時               | 内容             |
|------------------|----------------|
| 令和2年12月25日(金)    | 公募要領の公表        |
| 令和3年1月22日(金)午後5時 | 提案書の提出期限       |
| 令和3年1月下旬～2月上旬頃   | ヒアリング・選定委員会の開催 |
| 令和3年2月上旬～中旬頃     | 事業者の選定         |